

【 令和7年度第3回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和7年9月30日（火）13:15～15:00

場 所：中標津町役場 3階 301会議室

出席者：10名（中標津町自治推進会議委員4名、ファシリテーター1名、事務局5名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 題

町民憲章 唱和



（昭和40年7月1日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議題に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

- （1）対話の場づくり（8/25 中標津高等学校生徒会との意見交換）の振り返りと確認について
- （2）本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換
- （3）次回の勉強会について
- （4）今後のヒアリング先について
- （5）その他

4 閉 会

<配付資料>

- ① 会議資料1：2025年度スケジュール（R7.7.30修正）
- ② 会議資料2：【中標津高等学校生徒会との意見交換会 答申ポイント東田案】
- ③ 会議資料3：【中標津連合町内会設置看板について】



<会議結果報告>

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
〔進行：東田ファシリテーター〕



※ 前回の振り返りと本日の議題確認

東田ファシリテーター

📌 ホワイトボードにて本日の議題と時間配分を説明

📌 資料 1 について

条文・解説書のチェックが少しずつ遅れ気味になっているので、前回のスケジュールから変更し、2026 年度 5 月までで終了するよう修正した。少しスケジュールは緩和されているが、条例の見直しについての検討と答申が控えているので、これ以上後ろには伸ばせない。各位確認していただきたい。

(1) 対話の場づくりの振り返りと確認について

《対話の場・振り返り》（資料 2）

東田ファシリテーター

参加した委員から感想等話してもらいたい。

参加した委員の感想

- ・ 高校生もいろいろ思っていることがあった。
- ・ いろんな話をきいたが、自治基本条例とどのように合わせていくのかというところのイメージがわからなくて、その時は話を聞いただけという感じになってしまい、なかなか難しいと思った。
- ・ 質問に対して、割と素直に正直なところを話してくれたのかなと思った。
- ・ まちづくりの話し合いに関わりたいという声があったのが嬉しいと思った。
- ・ まちづくりの話し合いに関わることにに対して、参加したい・したくないという意見がはっきり分かれていた。

参加できなかった委員からの質問

Q まちづくりの話し合いに参加したいという子の将来の夢などは？

- ・ 生徒会の参加人数も多かったので、そこまでは話はしなかった。
- ・ ほとんどの子が進学を希望しているようだったが、進学してその先何になるのかというところまではまだ見えていないように見えた。

東田ファシリテーター

対話の後半は発言が多くなってきて、板書で書ききれないほど意見がどんどん出た。

細かい内容は板書の写真があるので、それを見てもらいたい。

資料 2 は自分の個人的な意見をまとめたもの。これについて説明したい。

① 高校生との関係性について

対話の場では、高校生たちが自治への参加について、思ったよりも前向きな印象だったが、条例改正や今までの課題等に通じる内容ではなかったと感じた。

② 若者という括りについて

今回の相手は、まだ社会に出ていない高校生で、中標津町に対して本気で関わってい

く少し手前の世代。若者の括りで高校生にヒアリングをしたが、『若者』という括りの代表として考えていいのか。実際に働いている若者と意見は少し違うのかなと感じる。

総合計画の後期計画が現在策定中なので、『若者』という人たちに、例えばアンケートやヒアリングをしたら見えてくるものがあるかもしれない。他の担当や町民からの印象、調査結果等、来年度に向けて聞けるものや集められるものをネタとして皆さんが考えやすければ、そういうものがあればいいと思った。

③自治への参加について

高校生が自治への参加意欲があることはわかったが、まだ学生であることと、何年間も関われるわけではないので、どのように取り組めるのかという疑問は残った。

せつかくの意欲をどのように受け止められるのか、自治推だけでは難しいと思う。

生徒会との意見交換の議事録が皆さんに配布されているので、答申の時の振り返りに利用できればいいと思う。

④農高生へのヒアリングについて

中標津の町立である農高生へのヒアリングは今のところ計画にない。就職に近く、高校生の立場で普段からいろんな事業やイベントに参加していて、町に関わりの深い農高生がどのように思っているのかを、中標津高校生の話を聞いたことで、考え方の違い等あるのかどうかますます聞きたいと思った。

以上に対して何か意見などないか？

各委員からの意見

- ・いいと思う

〈情報として〉

- ・『若者』の括りに関して、昨年、高校生、20代の若者、法政大学の学生が参加した「若者フォーラム」を企画調整係で開催している。

町の若者以外の声が入っているため、利用できるかは疑問である。

- ・先日、「中標津まちなか賑わい秋の陣 2025」が開催され、中標津中学生がボランティアで参加してくれた。中学生主体のブースを設けて、「思うようにやってみてください」という形にした。来年はもっと進化するのかなと期待している。

このようにどんどん中学生の主体性が出てきてくれると、まちづくりの発展につながるのかなと思う。

⇒どんなブースで参加したのか

- ・縁日。ヨーヨー釣りなど。
- ・中学生たちにどんなことをやりたいか聞き決定した。
- ・縁日は無料ではなく、料金制にした。

事務局

中標津高校生との意見交換会の議事録に、“まちのイベントに企画の運営側として参加してみたい。ちょっとした手伝いだったり、そこから学べるものもあるのかな。”という発言があった。

今の中学生の参加の話も含めて、高校生との関係性の中に自治をどう取り込めるのか考

えた時に、イベントに参加というのもひとつ入り口なのかなと思う。

委員

農高生は以前からイベント等に参加している。自分たちで作ったチーズやソーセージを販売している。

委員

農高生は、過去には空港で販売会をしたりもしていた。

東田ファシリテーター

農高生はすでに町との関わりはたくさんある。

関りがあるという意識がどうなのか、学校のカリキュラムなので、それが当たり前だろうから、その違いみたいなものが浮き彫りになっていくといい。

委員

農高生の関わりが自ら出てきているものなのかどうかはわからない。

東田ファシリテーター

改めて確認したい。

今回の対話と自治基本条例がどうつながるのか？

自治基本条例の中に、町民参加の機会についての条文がある。

第8条 議会及び行政は青少年及び子どもに対し、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。

この条文と解説の内容を検討するための材料として、高校生の話を聞いて、この条文や解説書に何か付け足すものがあるか、表現を変えないとならないかどうかを探るため対話を実施した。

例えば、条文で「それぞれの年齢にふさわしい方法により、町民参加の機会を確保します。」と書いている。これに対して、ふさわしい方法が確保できているのかいないのか、生徒会との意見交換の内容と相違があれば、内容や表現を修正していく必要がある。



今回の対話からは条文改正には至らないという結果になった。
しかし『若者』とした時に今回の対話だけでよいのかどうか課題が残った。

事務局

団体情報の細かい掲載を依頼してくるところもあったが、掲載を控えたい意向の団体もあった。

委員

ボランティア団体だと、直接個人に問い合わせが来るのは控えたいので、社協を通してほしいという声はよくある。

委員

町外の市町村でも町内会の廃止をきく。

東田ファシリテーター

解散したり、縮小したりする団体の事情は、引き継ぎが課題だったり、高齢化などに限らず違うこともある。あえて、解散する団体もある。熱意があって好きでやりたい人や後継者がいないと継続しない。

札幌市でも町内会のないエリアも出てきている。限られた活動、広報誌の配布だけはやるが町内会としての活動を“もうできない”と言い切る町内会も出てきている。それは仕方がない。

委員

自分の見る範囲では、老人クラブの会員減少が激しい。去年も2団体減った。サロンは横ばい。うまく後継者の引継ぎができていところもあるが、全体的に下火になりつつある。

一時、町民活動として一気に広まったが、また公的なところに集約されてきた感じが強い。その歯止めをきかせるのは厳しい。

東田ファシリテーター

一代、二代後にやりたい人が出てきて、その時に「やり方」を提供してあげられる人が生きていればいいがそうじゃない時もあるので、支援体制だけは確保しておくといいと思う。

町内会も解散するところがあっても、またやりたいとなった時にノウハウを伝えてあげられるように。

委員

町内会について、一番懸念しているのはどこかが解散したら、連鎖反応が起きるのではないかということ。それが起こらないようにどうしたらいいのか。

東田ファシリテーター

中標津町での町内会での活動の絶対条件は何か。

札幌であれば「広報誌の配布」と「除雪をやる」というところ。パートナーシップ除雪が来年なくなるのでどうなるかわからないが。

委員

除雪がなくなるのは大きいと思う。

東田ファシリテーター

その他、解説の文章全体として読みづらさがあったので、句読点などの精査をしたほうがいいか。

○条文の第3項〈地域の課題解決〉、第4項〈地域社会における課題解決〉がしっくりこない

町民活動団体はそこまで思っ活動しているのかなと思った。

福祉的な立場の表現でいくと、「今問題になっていることを解消すること」や「今よりもっと

良くしていくこと」も課題解決ととらえるが、例えばサークル活動をしている方が「地域社会の課題解決」とか「問題になっていることを解決する」というイメージがつくのか。

町内会は「防犯」「防災」「福祉」というものがあり、「課題解決」なのでしっくりくる。

サークルなどの町民活動団体は地域社会への具体的な課題はないから、少し重たい感じがする。

- ・「課題解決って何？」となるのではないか

- ・何か別の言葉に言い換えられたらいいのでは

 - ⇒ 「町民の生きがい」や「地域の発展」など

- ・前向きな表現がいい

○そもそも活動団体の定義の中にサークルなどの町民活動団体が入っていない

第15条第2項で、町民活動団体について「公益の増進に寄与する団体」、解説で「公益性の高い活動を行っている団体」とあり、団体の定義が狭い。だからその団体に焦点をあてて「問題解決」という表現が出てくる。

実際は、中標津町民活動団体と言ったらサークルなども入っているが、ここのズレがあるから悩んだのではないかと思う。

第15条から変えていく必要があるかもしれない。

東田ファシリテーター

本人たちの意識がたとえ「趣味」だったとしても、「お料理を食べた」「描いた絵を観た」「作った俳句を詠んだ」、その結果、人をウキウキ、わくわくさせる。

「公益の増進に寄与する」というところを解説でもっと丁寧に書けば、サークルもそこに入っていますという表現方法をとることができて、イメージ図の中にも足せるようになれば、第16条にもつなげるのではないか。

「趣味のサークル」となると少し危険 → 共益的になってしまうか。

本間会長

川北秀人さんの話だと、「団体とは、やりたいことをやっているのか、それとも課題解決のためにやっているのか」という定義の中で「サークル」は含まれない。

ただ、中標津町は文化度が高いといわれていて、それはいろんな公演などが来ているからというだけではなく、日々町民の方々が、スポーツだったり文化だったりという活動を行っているからこそ「文化度が高い」ということに繋がっていると思う。

それを考えると団体にサークルは含まれていいのではないかと思う。

東田ファシリテーター

今、北斗プロレスさんをNPO法人化している途中なのだが、プロレスをやっている本人たちはそんなつもりはなくても、周りで見ている人たちはプロレスを観て鼓舞される。

「公益」というのが、どこを指すのか。

趣味のサークルとしてやりたいことをやっているけれども、そこから出来上がった作品やその姿を見て、私たちは元気になったり考えたりする。それは十分誰かのために役に立っていると私は思う。

それをうまく解説で表現できたらよいと思う。

本間会長

災害の時に歌を聞いて癒されたという話がある。

自粛という状況になるとそういうものは省かれるものになってしまうが、そういうものこそ、人の心を癒したり元気づけたりする“そういうものも大事だよ”というように書けたらいいなと個人的には思う。

東田ファシリテーター

イメージ図の中の、共益でもあり公益でもあるところにサークルを入れて、解説でしっかり説明を加えるよう努力してみよう。



サークルを各種団体のイメージ図に追記できるよう努力しよう

第 17 条（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割）と解説について

○条文の〈町民は、～、町内会及び町民活動団体を組織します。〉について

- ・断言している ⇒ 強制的な感じがする
 - ・以前、この条例は『町民に責務はない』としていると話があったが、これをみるとあるように感じる
 - ・こうやって書いてあるにもかかわらず、町内会の現状に対して何の効力も発しないのは、もどかしい
 - ・組織すること、推進することに対してのサポート、何をしてくれるのか、という具体がない
- ⇒ 理念条例だからか

第 18 条（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割）と解説について

第 19 条（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割）と解説について

○議会と行政は、町内会及び町民活動団体を〈連携を図ります。〉〈支援します。〉とあるが、どんなことをするのかは書いていない

東田ファシリテーター

適切な支援を講じるよう定めている。今、町内会が大変だということを伝えた方がいい。

○昨年、議会と町内会で懇談会を開いた。会員数が減っている現状についても話した。

どうやったら会員が増えるんだろうというところを議会の皆さんも考えてくれたが、これといった妙案が出てきていないのが現状。

行政も議会から要請があって、行政でできることをいろいろとアプローチをしてもらっている。町内会勧誘の幟など。

町内会加入率が 30% ぐらいしか入っていないと叫ばれるようになって、やっと動き出したようなところもある。全町連としても、条例に規定されていることを後押しとして、もっと強力で議会の皆さんや行政の皆さんに協力を仰ぐことが必要だと、この第 19 条を読んで感じる。

しかし、実際の手段とか方法というのが具体的に出てこないのが難しい。

- ・役場職員の会員の割合は？

事務局：直近で令和 2 年に調査した時には 60% 台という結果が出ている。しかし、その

後、残りの4割にアプローチをして入ってもらうところまでは、なかなか踏み込めない。

・強制力がないというのが・・・。

東田ファシリテーター：強制力はないが社会的圧力はある。札幌だと本当に除雪のことに影響する。普段の生活に影響する。

※町内会活動について

本間会長：町内会長さんたちにアンケートを取った時に「これから大切にしていきたいこと」で回答に出てきたのが、『福祉』と『防災』だった。後日、自分の町内会のゴミ拾いの際、白いハンカチ運動を行い、安否確認の訓練をする予定。今後もイベント毎に実施し習慣化していき、安否確認とそれを共有する取組を進めている。5年10年かけて徐々に確立させていこうと考え。いずれ、町内会が合併するなどの可能性もあるが、そうなった時も賛同をいただいて取り組んで行きたいと思っている。

東田ファシリテーター：そういう新しいアイデアを町内会長さん同士で情報を共有していく必要があると改めて思う。

本間会長：隣の町は、野球を最後まで観戦したら1,500ポイントもらえるそうだ。

ポイントになって、買い物に使えるとか。

委員：除雪が困るというような困ることではなく、還元とかプラスになることが良い。

事務局：加入していない人に、デメリットを与えるような形より、加入してメリットがある方が感覚としてもいい気がする。

委員：町内会で配布した組合員証の利用はどんな感じか。

・お店を回ってきいているが、あまり利用頻度はない様子。

本間会長：今すでにあるものを使うのはどうか。

商工会の「とく蔵くん」や「あるポイント」とか。

・金額から値引きするより、ポイントがたまる方がいい。

事務局：仮に実際に実施するならば、個人に付与するより、町内会に付与する仕組みになると思う。

・そこから、会員に還元（町内会費に充てる等）するのはどうか。

・それは危険だと思う。すでに頑張っている町内会に「もっと頑張んなさい」と言っているようなもの。加入者が少なくて加入してもらえよう頑張っている町内会はたくさんあると思う。そうじゃない町内会もあるかもしれないが。そういう制度になるのは反対だ。

※解説書のレイアウトについて

第15条から第19条までを見開きでレイアウトした方が、関連付けて見れると思う

⇒ 改善したほうがよい

(3) 次回の勉強会について

東田ファシリテーター

11月：第2章（第9条、第10条、第11条、第12条）、余裕があったら第5章も

1月：第5章、第6章、第7章、第8章

3月：第3章、余裕があったら第10章も

(4) 今後のヒアリング先について

《10/21（火）15：00～ 中標津町全町内連合会》

東田ファシリテーター

質問を考えてきてほしい。

《次のヒアリング先について》

- ・若者へのヒアリングはこれで終了でいいのか？
- ・町民活動団体のヒアリング先は？
- ・就職している外国人の方へのヒアリングは？

～候補～

- ☐ みんなか、N-CAN、町民ファシリテーター
- ☐ 手話の会（手話の条例制定について動いている）
⇒ 自治基本条例を見てもらい、福祉の視点からみるとどう感じるか意見をもらう
- ☐ 農業高校生（中標津高校振り返りから）
- ☐ 企業、ふるさと開拓ラボ
- ☐ 日本語学校の学生さんが就職した先の企業（睦町内会振り返りから）
- ☐ 町長（自治基本条例についてきいてみる：東田ファシリテーター推し）

～確定～

- ☒ 国際交流員（中標津町での外国人の存在は大きい）
⇒ 12月
- ☒ 議員さん（自治担当）
⇒ 1月か2月にお願いする。

(5) その他

《鳴海委員提案の看板について》

鳴海委員より看板を撤去したとの報告があったため、議題から取り下げ

《第4回の会議等日程》

11月17日（月）13：15～ 役場301会議室

4 閉会

まとめ

- (1) 対話の場づくりと振り返りと確認について
 - ・今回の意見交換では、条例改正に通じるまでの課題は特になし
 - ・引き続き「若者」への聞き取りは必要ではないか
- (2) 本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換
 - ・第4章 第15条・第16条・第17条・第18条・第19条
- (3) 次回の勉強会について
 - ・11月 第2章残り(余裕があれば第5章も)
 - ・1月 第5章、第6章、第7章、第8章
 - ・3月 第3章 (余裕があれば第10章も)
- (4) 今後のヒアリング先について
 - ・次回10月21日(火)15:00～中標津町全町内会連合会
⇒ 質問を考えること！
 - ・次々回以降の予定
12月:国際交流員、1月または2月:議員
- (5) その他
 - ・看板に関する件は取り下げ
 - ・第4回会議 : 11月17日(月)13:15～ 301会議室

